

(裏)

都市景観形形成のための方針（景観法第8条第3項）との整合に係る意見

① 土地利用の方向性	別紙にて提出
② まち並み形成の方向性	//

都市景観形形成のための基準（景観法第8条第2項第2号）との整合に係る意見

① 重点テーマ	別紙にて提出	
② 景観形成基準	つかむ	//
	なじむ (なじませる)	//
	工夫する	//

景観都市形成のための方針(景観法第8条第3項)との整合に係る意見

① 土地利用の方向性

本件建物計画地については、都市計画用途地域「工業地域」指定のまま、現状の一般住宅が立ち並ぶ現状を鑑みて全くそぐわないまま用途地域の見直しを鎌倉市側が検討せず現在に至っている。よって、鎌倉市都市景観条例第1条(目的)に記載されている「古都としての風格を基調として、本市の都市景観を守り育てる」の条例の制定主旨から逸脱した周辺住宅環境との調和が全くはかれていない土地利用と考える。計画見直しを含め、鎌倉市側の行政指導を望む。

② まち並み形成の方向性

「土地利用転換に際しては、周辺との一体的な都市基盤整備の推進を図るとともに地区全体の魅力を高める都市空間の創造を誘導する」との主旨とは逸脱した全く受け入れがたい建築計画であると考える。計画見直しを含め、鎌倉市側の行政指導を望む。

都市景観形成のための基準(景観法第8条第2項第2号)との整合性に係る意見

① 重点テーマ

「周辺の住宅景観と調和した、建築物の配置・形態の誘導」との主旨とは逸脱した、高さの計画建物であり、全く受け入れがたい建築計画であると考える。計画見直しを含め、鎌倉市側の行政指導を望む。

景観形成基準

・つかむ

「敷地周辺の市街地が形成されているスカイライン、配置、規模、色彩等との協調」との主旨とは逸脱した、工業地域の用途指定区域内である事を大前提とした建築計画であり、到底受け入れがたい建築計画であると考える。計画見直しを含め、鎌倉市側の行政指導を望む。

・なじむ(なじませる)

「周辺の土地利用と大きく異なる用途や規模を持った施設となる場合は、ゆとりのある空間を確保する」との主旨とは逸脱した建築計画であり、全く受け入れがたい建築計画であると考える。計画見直しを含め、鎌倉市側の行政指導を望む。

・工夫する

前述の通り意見を述べた。

建築計画の全面見直しを望むものであり、本項の「工夫する」に対する意見は今回提出できる段階では無い。

鎌倉市側の適法なる建築計画である事を前提として推移して来たこれ迄の形式的な漫然たる開発審査、許可については、当自治会としては全く受け入れがたく、事業主側からの「本建築計画の全面見直し、場合により取り下げ」を望むものである。